個

窓口で申請する ・・・・> 郵便で受け取る

個人番号カードの申請 方法は次のとおりです



ステップ 1

通知カードと個人番号カード 交付申請書が届く



申請窓口

- 市民課(合志庁舎)
- 西合志广舎総合窓口課
- •泉ヶ丘支所
- 須屋支所

ステップ2

申請書に必要事項 を記入し、写真を 添えて窓口で 申請する



申請のときに必要なもの

- 通知カード
- 個人番号カード交付申請書
- 顔写真 1 枚 (縦 4.5cm× 横 3.5cm)
- ※写真は直近6カ月以内に撮影し た無帽・正面・無背景のもの
- 運転免許証など顔写真付きの 公的身分証明書

郵送される個人番号カードを

受け取る(平成28年1月以降)

個人番号 カード

• 住民基本台帳カード (持っている人のみ)

ステップ3

け取る

※暗証番号の設定が必要になりま す。

個人番号カード交付通知書 (はがき)が届いたら、市民

課(合志庁舎)でカードを受

郵送で申請する ・・・・> 窓口で受け取る

ステップ 1

通知カードと個人番号カード 交付申請書が届く



カードの受け取り窓口

• 市民課(合志庁舎)のみ

ステップ2

申請書に必要事項を記入して 顔写真を貼り付け、

返信用封筒に 入れてポスト に投函する



カードの受け取りに必要なもの

- 通知カード
- 個人番号カード交付通知書
- 運転免許証など顔写真付きの 公的身分証明書

- 暗証番号(窓口で入力)
- 住民基本台帳カード (持っている人のみ)

スマートフォンなどを使って Web 申請する ・・・・> 窓口で受け取る

ステップ 1

通知カードと個人 番号カード交付申 請書が届く

ステップ2

申請書に印刷されたQR コードを読み取り、所定の フォームに入力。顔写真を 添付しオンライン申請する

ステップ3

個人番号カード交付通知書 (はがき) が届いたら、 市民課(合志庁舎)でカード を受け取る

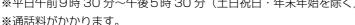


窓口・必要なものは

●使用する写真について、詳しくはインターネットの個人番号カード総合サイトをご覧ください https://www.kojinbango-card.go.jp/

マイナンバーに関するお問い合わせ

- **コールセンター ●日本語窓口** 0570-20-0178
 - ●外国語窓口 0570-20-0291
 - ※平日午前9時30分~午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)





個人番号カードのメリット

- 個人番号を証明する書類になります
- 各種行政手続きのオンライン申請に利用できます
- 本人確認の際の公的な身分証明書になります
- インターネットを利用して、マイナンバーがいつ どんな目的のために利用されたか確認できるよう になります (マイナポータル)

通知カードと個人番号カードの違い

	通知カード	個人番号カード
対象者	全市民	希望者のみ
様式	顔写真なし ICチップなし 紙製	顔写真あり ICチップあり プラスチック製
カードの利用	別途、運転免許証など が必要	1 枚で個人番号の提示 と本人確認ができる
電子証明書	なし	あり
発行手数料	なし (再発行は 500 円)	初回無料 (再発行は 1,000 円)※
※内記・個人釆品カード 800 田 東子証明書 200 田		

※内訳:個人番号カード800円、電子証明書200円

個人番号カードは 申請したらすぐにもらえますか

即日発行はできません。

申請後、平成28年1月以降に本人限定 受取郵便または市民課(合志庁舎)で交 付します。

03

個人番号カードは 土日でも受け取れますか

土日のお受け取りはできません。 受取時間や場所は次のとおりです。必ず 本人がお越しください。

と き 平日午前8時30分~午後4時30分 ところ 市民課(合志庁舎)

※入院などで本人が来庁できない場合に ついてはお問い合わせください。

Q2

受け取るときは どのくらい時間がかかりますか

来的にさまざま

人タ

会保

制 障

10

記載

7

いますが、

これ 利 用

「通知力

ド」にはマイ

ナンバ

n

伴

11

枚

身 せ

分 れ

を、

11

から順次発 「通知

0)

交付申請をしませ

んか

がある「個人番号カ

が記 人の

記載され 月初旬頃

た 号 そ

カー

人番

 $\widehat{\forall}$

きま では

個人番号カードを市役所で受け取る場 合、1人当たり約30分かかります。 時間に余裕をもってお越しください。

04

個人番号カードの 有効期間はありますか

10回目の誕生日までです。 なお、20歳未満の人は5回目の誕生日 までとなります。

※電子証明書は5回目の誕生日まで。



問い合わせ先 市民課

7 $\widehat{\stackrel{2}{4}}$ (合志庁舎) 8



マイナンバーの適切な管理について審議しました

ことし8月、市は、市個人情報保護審査会に行政手続きへのマイ ナンバーの利用や提供などについて定める条例の制定について、審 議を依頼しました。

審査会からは、条例の制定に伴い、マイナンバー制度の実施に際 しては、市民への周知、職員研修、個人情報保護評価書について十 分に取り組むよう答申がなされました。



荒木市長へ答申を読み上げる坂本正会長